

(新)	(旧)
砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目 第１ 目的 <u>本細目</u>は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、砂防事業、地すべり対策事業<u>及び</u>急傾斜地崩壊対策事業（以下「砂防事業等」という。）の新規事業採択時<u>の</u>評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、砂防事業等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。 第２ <u>新規事業採択時</u>評価の対象とする事業の範囲 砂防事業等のうち、以下の事業を除く全ての事業を対象とする。 (1) 砂防激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る緊急事業 (2) 砂防管理 (3) 災害復旧に係る事業 第３ <u>新規事業採択時</u>評価を実施する事業 １ 事業評価の単位の取り方 <u>砂防事業等における新規事業採択時評価の実施単位（以下「評価単位」という。）は、原則として、以下の通りとする。ただし、一連地区の施設配置計画に基づく事業等は、必要に応じて適切に評価単位を設定するものとする。</u> (1) 砂防事業については、水系、山系や幹川等の単位 (2) 地すべり対策事業については、施工区域単位 (3) 急傾斜地崩壊対策事業については、施工区域単位 第４ <u>新規事業採択時</u>評価の実施及び結果等の公表 １ <u>新規事業採択時</u>評価に係る資料 <u>新規事業採択時</u>評価に係る資料は、本細目第５に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。 ２ 資料の提出先 <u>直轄事業については新規事業採択時評価に係る資料を本省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に提出するものとし、補助事業については新規事業採択時評価に係る資料を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、本省水管理・国土保全局砂防部保全課（以下「保全課」という。）に提出するものとする。ただし、補助事業において地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業については、地方支分部局は別紙①により補助金交付等に係る対応方針等を保全課に提出するものとする。</u>	砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目 第１ 目的 <u>「砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目」</u>は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、砂防事業、地すべり対策事業、<u>急</u>傾斜地崩壊対策事業（以下、「砂防事業等」という。）の新規事業採択時評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、砂防事業等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。 第２ 評価の対象とする事業の範囲 砂防事業等のうち、以下の事業を除く全ての事業を対象とする。 (1) 砂防激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る緊急事業 (2) 砂防管理 (3) 災害復旧に係る事業 第３ 評価を実施する事業 １ 事業評価の単位の取り方 原則として、以下の通りとする。 (1) 砂防事業については、水系、山系や幹川等の単位 (2) 地すべり対策事業については、施工区域単位 (3) 急傾斜地崩壊対策事業については、施工区域単位 第４ 評価の実施及び結果等の公表 １ 評価に係る資料 評価に係る資料は、本細目第５に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。 ２ 資料の提出先 評価に係る資料<u>について</u>、本省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（<u>以下「砂防計画課」という。</u>）に提出するものとする。

(新)	(旧)
3 都道府県からの意見聴取について <u>直轄</u>事業については砂防法（明治30年法律第29号）第14条第2項及び第17条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第28条第1項、第2項及び第3項の規定により費用を負担することになる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取については本省にて行うものとし、その実施時期は学識経験者等の第三者から構成される委員会等への意見聴取を行う前までに行う。 第5 新規事業採択時評価の手法 1 新規事業採択時評価の項目 砂防事業等については、原則として以下の評価項目に基づいて新規事業採択時評価を実施するものとする。 (1)災害発生時の影響 (2)過去の災害実績 (3)災害発生の危険度 (4)地域開発の状況 (5)地域の協力体制 (6)事業の緊急度 (7)災害時の情報提供体制 (8)関連事業との整合 (9)代替案立案等の可能性 (10)費用対効果分析 等 なお、環境整備に係わる事業にあつては(4)(5)(6)(8)及び(10)に加え、 (11)溪流の利用状況 (12)溪流及び周辺の状況 等 2 評価の手法 新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。なお、評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める以下のマニュアルに基づき算定するものとする。 (1)砂防事業については、「砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」 (2)地すべり対策事業については、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」 (3)急傾斜地崩壊対策事業については、「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」<u>及び「治水経済調査マニュアル（案）」</u> 第6 施行 1 本細目は、令和<u>7</u>年<u>●</u>月<u>●</u>日から施行する。 2 <u>本細目の施行に伴い、令和3年3月30日</u>に改定された「砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目（国<u>水</u>河計第<u>8.2</u>号）」は廃止する。	3 都道府県からの意見聴取について <u>当該事業の予算化について、砂防</u>事業については砂防法（明治30年法律第29号）第14条第2項及び第17条、<u>地すべり対策事業については</u>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第28条第1項、第2項及び第3項の規定により費用を負担することになる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取については本省にて行うものとし、その実施時期は学識経験者等の第三者から構成される委員会等への意見聴取を行う前までに行う。 第5 評価の方法 1 砂防事業等の評価項目 砂防事業等については、原則として以下の評価項目に基づいて新規事業採択時評価を実施するものとする。 (1)災害発生時の影響 (2)過去の災害実績 (3)災害発生の危険度 (4)地域開発の状況 (5)地域の協力体制 (6)事業の緊急度 (7)災害時の情報提供体制 (8)関連事業との整合 (9)代替案立案等の可能性 (10)費用対効果分析 等 なお、環境整備に係わる事業にあつては(4)(5)(6)(8)及び(10)に加え、 (11)溪流の利用状況 (12)溪流及び周辺の状況 等 2 評価の手法 新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。なお、評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める以下のマニュアルに基づき算定するものとする。 (1)砂防事業については、「砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」 (2)地すべり対策事業については、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」 (3)急傾斜地崩壊対策事業については、「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」 第6 施行 1 本細目は、令和<u>3</u>年<u>3</u>月<u>30</u>日から施行する。 2 <u>平成27年8月25日</u>に改定された「砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目（国河計第<u>3.7</u>号）」は廃止する。